

2015年第3回定例会・反対討論・最終稿（9・16）

日本共産党の斉藤由美子です。私は、日本共産党を代表して、各委員長報告に対しての反対討論を行います。

最初に、議第82号・大分市個人情報保護条例の一部改正について、議第85号・大分市手数料条例の一部改正についてです。これは、マイナンバー法の施行により、条例の一部改正をしようとするものです。

マイナンバー制度の導入に伴い、今年10月から、住民票を持っている全国民に対して、個人番号の通知が行われる予定となっています。2013年に成立した現行法では、利用対象が「税・社会保障・災害対策」に限定されていました。しかし、先に成立した改定法では、メタボ健診や銀行預金口座などにも使え、利用目的が拡大されたものとなっています。

現段階では行政機関のみでの利用となっているものの、来年1月1日から

本格始動後は、その役割が順次拡大されていく予定です。民間取引で活用が拡大されれば、金融業界などで「マイナンバーを提示しないと取引しない」ということにもなりかねません。

加えて、消費税率10%への引き上げにともなう軽減税率に、マイナンバーを活用する案まで浮上しており、懸念も広がっています。

マイナンバー制度について、国は「国民の利便性を向上させるため」と言っていますが、他方で、国が国民の所得や資産を効率的に掌握することで、徴税の強化が行われたり、「過剰な社会保障給付」を受けていないかチェックされたりしないか危惧されます。

以上のことから、マイナンバー制度の施行にともなう条例の改正は、認められません。よって、議第82号・大分市個人情報保護条例の一部改正について、議第85号・大分市手数料条例の一部改正について、反対します。

つぎに、議第87号・土地買収についてです。

これは、横尾土地区画整理事業公共用地として、約1万462平方メートルを1億7,620万3,321円、1平方メートル当たり1万6,841円で、大分県土地開発公社から買い取ろうとするものです。

横尾公共団体区画整理事業は幹線道路にアクセスせず、メリットも少なく、公共の福祉の増進という本来の趣旨とはかけ離れ、一部の人のためという指摘もある事業です。その区画整理事業内ののり面などを、合計約10億4千万円をかけて買い取る一環であり、認めることはできません。

以上の理由で、議第87号・土地買収について反対します。

最後に、請願・陳情についてです。

まず、平成27年・請願第10号・安保関連法案に反対する意見書提出方について、委員長報告は不採択です。

戦争法案について、安倍首相の説明はいよいよ行き詰まり、法案の根幹部分について、政府の答弁は整合性がとれなくなっています。

まず、安倍首相が集団的自衛権行使について、パネルを持ち出し具体例として説明した「邦人輸送の米艦防護」について、中谷防衛大臣は、「邦人が乗船しているかどうかは絶対的条件ではない」と表明しました。

また、「ホルムズ海峡の機雷掃海」に関し、朝日新聞の報道では、イランの安全保障政策の責任者が、また、安倍首相自身の答弁でも、「(ホルムズ海峡

の封鎖が)発生することを具体的に想定していない」と否定しています。これまで、集団的自衛権行使の判断材料としていたものが、ことごとく崩れ去り、国民への説明ができなくなっています。

第二に、この戦争法案は、自衛隊の軍事行動について「歯止め」を持たないことが、様々な分野で明らかになっています。たとえば、参院安保法制特別委員会において、クラスター弾や劣化ウラン弾、毒ガス兵器、はては核兵器にいたるまで、「法律上、特定の物品を排除する規定はない」と述べ、何でも輸送できることを認めました。

第三に、いま米軍の指揮下において、自衛隊の暴走が明らかになっています。統合幕僚監部の内部資料には、米軍の軍艦防護の交戦規定の策定、「軍と軍との調整所」の設置、法成立を前提とした南スーダンでのPKO（国連平和維持活動）行動の拡大などが記されています。また、昨年行われた米軍と自衛隊との会談記録については、文書の存在を認めながらも、アメリカ軍との関係を理由に説明を拒んでいます。国会も国民も、そっちのけにした許し難い暴挙です。

戦争法案に賛成するご意見の中には、中国などへの脅威をあげる声があります。確かに、尖閣諸島周辺でのやり方は、許されるものではありません。しかし、こうした問題は本来、外交によって解決すべきものであり、アメリカ軍といっしょになって、集団的自衛権を行使するための理由にすべきではありません。

また、日本がどこの国からも攻撃を受けていなくても、アメリカなどが起こす(先制攻撃も含む)戦争に荷担するような法案は、明らかに憲法違反であり、絶対に許すわけにはいきません。

以上の理由から、平成27年・請願第10号・安保関連法案に反対する意

見書提出方について、不採択に反対します。

2点目に、平成27年・請願第12号・生活保護の住宅扶助費の引き下げ中止を求める意見書提出方について、委員長報告は不採択です。

これまで生活保護法は、憲法25条に基づき、健康で文化的な最低限度の生活保障と自立助長を目的に施行されてきました。生活に困窮する多くの市民の支えとなり、子どもたちの自立促進の手助けとなってきたのです。

しかし近年、「憲法」と「生活保護法」の制定後はじまって以来の大改悪が強行されています。

2012年8月、社会保障制度改革推進法が成立し、附則に「生活保護基準や制度の見直しを早急におこなうこと」と明記されました。これにより、生活扶助基準は2013年8月から2015年4月までの間、平均6.5%、最大で10%の引き下げが強行されました。これは、多人数世帯ほど大幅に支給額減少が押しつけられることになり、悲鳴が上がっています。

2015年7月からの住宅扶助費削減は、これまで3段階の住宅扶助基準を5段階に細分化し、床面積別に住宅扶助の上限額が新設されました。例えば、一人世帯の場合、これまでの31,000円から29,000円となり2,000円の引き下げとなります。ただでさえ苦しい生活の中、「心配で夜も眠れない」という声や、家主とのトラブルなど、相談が寄せられています。加えて、2015年10月からは冬季加算の引き下げもおこなわれようとしています。

住宅扶助を含めた生活保護基準の引き下げは、受給世帯の生活を切り下げるだけでなく、最低賃金や就学援助、福祉の各種減免制度などにも連動し、国民生活全体に悪影響を及ぼすこととなります。

生活保護基準の引き下げを許さないことは、国民の暮らしを守ることとも

言えます。受給者の切実な声を見做すことは、憲法25条や生活保護法の精神にも反することであり、許すことはできません。

以上の理由から、平成27年・請願第12号の不採択に反対します。

以上で、討論を終わります。